

平成28年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第8号説明資料

平成28年2月16日

大磯町世代交流センターさざんか荘条例の一部を改正する条例

資料

改正概要 1

改正内容 1

新旧対照表 2～3

福祉課

大磯町世代交流センターさざんか荘条例の一部を改正する条例

1 改正概要

平成26年、27年の2か年にわたり、大磯町世代交流センターさざんか荘運営委員会に対し、「将来的な運営方法の見直しと老人福祉センターの浴室の有料化」について諮問を行いました。

同委員会からは、「有効活用されるよう具体的な改善を行った上で、施設を存続させていくべきであり、施設の安定的な運営について、受益者負担を求めることが適当」との答申を受けました。

これを受け、無料で開放していた浴室を有料化するため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 浴室の使用料に関する規定の追加（第6条、別表関係）

大磯町世代交流センターさざんか荘条例第6条に規定する別表に、浴室の使用に係る使用料に関する規定を追加します。

大人	町内	1人1回につき	200円
	町外	1人1回につき	300円
子ども又は障がい者		1人1回につき	100円

(2) 規定の整備（第4条、第6条、第9条、別表関係）

用字・用語の整理その他の規定の整備を行います。

(3) 施行日

平成28年4月1日とします。

大磯町世代交流センターさざんか荘条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 省略 (使用者)</p> <p>第4条 さざんか荘の施設を使用することができる者は、施設ごとに次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 老人福祉センターを使用できる者 <u>町内</u>に居住する60歳以上の者及び町内の老人クラブ会員</p> <p>(2) 岩田孝八記念室内競技場を使用できる者 <u>町内</u>に居住する者</p> <p>2 <u>前項各号</u>に掲げる者が世代間交流を行う場合は、前条各号に規定する施設を使用することができる。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず</u>、町長が前2項に規定する使用者の使用に支障がない場合で特に認めた者は、さざんか荘を使用することができる。</p> <p>第5条 省略 (使用料)</p> <p>第6条 さざんか荘の使用については、使用料を徴収する。ただし、町内の高齢者団体が <u>さざんか荘(浴室を除く。)</u>を使用するときは、<u>無料</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 使用料は、<u>前条に規定する使用の承認</u>後、指定の期日までに納入しなければならない。</p> <p>第7条・第8条 省略 (委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、必要<u>な</u>事項は、<u>施設</u>ごとに規則で定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 省略 (使用者)</p> <p>第4条 さざんか荘の施設を使用することができる者は、施設ごとに次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 老人福祉センターを使用できる者 <u>は、町内</u>に居住する60歳以上の者及び町内の老人クラブ会員 <u>とする。</u></p> <p>(2) 岩田孝八記念室内競技場を使用できる者 <u>は、町内</u>に居住する者 <u>とする。</u></p> <p>2 <u>前項</u>に掲げる者が世代間交流を行う場合は、前条各号に規定する施設を使用することができる。</p> <p>3 <u>その他</u>町長が前2項の<u>使用者</u>の使用に支障がない場合で特に認めた者は、さざんか荘を使用することができる。</p> <p>第5条 省略 (使用料)</p> <p>第6条 さざんか荘の使用については、使用料を徴収する。ただし、町内の高齢者団体が使用するときは<u>無料</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 使用料は、<u>使用承認</u>後、指定の期日までに納入しなければならない。</p> <p>第7条・第8条 省略 (委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、必要事項は<u>施設</u>ごとに規則で定める。</p>

改正案

現行

別表（第6条関係）

別表（第6条関係）

さざんか荘使用料

区分		使用料		
老人福祉センター	大集会室	町内	1時間につき 500円	
		町外	1時間につき 1,000円	
	第1 娯楽室	町内	1時間につき 200円	
		町外	1時間につき 400円	
	第2 娯楽室	町内	1時間につき 200円	
		町外	1時間につき 400円	
	会議室	町内	1時間につき 200円	
		町外	1時間につき 400円	
	浴室	大人	町内	1人1回につき 200円
			町外	1人1回につき 300円
子ども又は障がい者		1人1回につき 100円		
岩田孝八記念室内競技場		町内	1時間につき 800円	
		町外	1時間につき 1,600円	

区分		使用料（1時間につき）		
老人福祉センター	大集会室	町内	500円	
		町外	1,000円	
	第1 娯楽室	町内	200円	
		町外	400円	
	第2 娯楽室	町内	200円	
		町外	400円	
	会議室	町内	200円	
		町外	400円	
	岩田孝八記念室内競技場		町内	800円
			町外	1,600円